

## 規制の事前評価書

### 1 規制の名称

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規制対象となる事業者の追加

### 2 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官

### 3 評価実施時期及び分析対象期間

#### (1) 評価実施時期

平成23年3月

#### (2) 分析対象期間

平成21年1月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

### 4 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 規制の目的及び必要性

近年、現行法の規制対象となっていない電話転送サービス事業者との取引を悪用して犯罪による収益の移転が行われる傾向がある。具体的には、電話転送サービスについては、これを利用することで事業の信用、業務規模等に関して架空の又は誇張された外観を作出することが可能となり、同サービスによる通話を利用した詐欺等の実行が容易になること等から、通話の相手方をして他人名義の預貯金口座に振込送金させるなどの方法により、犯罪による収益の移転に利用され、さらに捜査機関による追跡を困難にするものである。例えば、平成21年中における警察による振り込み詐欺の検挙件数5,669件のうち、2,202件（約39%）について、犯人が都心に事務所を構える業者を装うための手段等として同サービスが利用されたことが判明している（注1）が、現行法下では同事業者が顧客について本人確認等を行っていないことから、捜査機関による犯人の追跡が困難になっている実態がある。平成21年中の振り込み詐欺の被害総額は、依然として年間100億円近くに上っており（注2）、同事業者に対して顧客の本人確認等の義務を課さなければ、このような被害がなお継続して発生してしまうおそれがある。

したがって、犯罪による収益の移転の防止に向け、同事業者に対し本人確認等の義務を課す必要がある。

注1 平成23年2月犯罪収益移転防止管理官調べ

注2 平成22年版「警察白書」による。

#### (2) 規制の内容

電話転送サービス事業者を犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）の規制対象とし、顧客の本人確認、本人確認記録及び取引記録の作成・保存並びに疑わしい取引の届出の義務を課す。

## 5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の犯収法第2条第2項（特定事業者の定義）、第4条（本人確認義務等）、第6条（本人確認記録の作成義務等）、第7条（取引記録等の作成義務等）、第9条（疑わしい取引の届出等）及び第20条（行政庁等）

## 6 想定される代替案

電話転送サービス事業者に対し、顧客の本人確認等に努めなければならないという努力義務を課すこととする。

## 7 規制の費用

### (1) 遵守費用

改正案を前提とした場合、電話転送サービス事業者には、一定の取引に際し、顧客の本人特定事項を確認し、本人確認記録及び取引記録等を作成する作業に要する費用、本人確認記録及び取引記録等を保存するスペースの確保等に要する費用、疑わしい取引を行政庁に届け出る際に必要な書類の作成や提出に要する費用等が発生する。改正案によったとして、同事業者からどの程度の疑わしい取引の届出がなされるかは現時点では定かでないものの、同事業者と類似の業態である電話受付代行業者からの平成21年中の届出件数は2件（注3）であり、これと同水準にとどまるならば、業界全体として発生する遵守費用は極めて限定的であると見込まれる。ただし、特定事業者となる同事業者は、特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合等犯収法に規定されている一定の要件を満たす場合には、速やかに、疑わしい取引の届出を行わなければならないことは言うまでもない。

代替案を前提とした場合も、努力義務を履行する同事業者については改正案を前提とした場合とほぼ同程度の費用が発生する。

注3 平成21年版「犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）年次報告書」による。

### (2) 行政費用

改正案を前提とした場合、電話転送サービス事業者を所管する行政庁（以下「所管行政庁」という。）が、同事業者による義務の履行を確保するため、必要な限度で報告徴収、指導等及び是正命令等の措置を行う費用が発生するほか、国家公安委員会は、同事業者がその業務に関して犯収法の規定に違反していると認めるときは、所管行政庁に対し、当該事業者に対し是正命令等の処分を行うべき旨の意見を述べることができ、またそれに必要な限度において当該事業者に対しその業務に関して報告等を求めることができることとされているところ、これらを行った場合、当該措置を行う費用が発生する。改正案によったとして、同事業者に対してどの程度の上記各措置が必要になるかは同事業者の犯収法上の義務の履行状況等次第であるため現時点では定かでないが、同事業者と類似の業態である電話受付代行業者について国家公安委員会・警察庁は、平成21年中、所管行政庁に対して意見を述べるなどの措置は講じておらず、これと同水準にとどまるならば、発生する行政費用は極めて限定的であると見込まれる。

また、代替案を前提とした場合には、所管行政庁が、電話転送サービス事業者に対し、顧客の本人確認等を行うなど適正な顧客管理措置を講ずるよう行政上の指導を行う費用が発生する。

### (3) その他の社会的費用

改正案を前提とした場合、電話転送サービス事業者による本人確認等の手続に一定の時間を要することから、顧客にも従来と比較すると一定の取引を行うに際し若干の時間的費用が発生することが想定される。

また、代替案を前提とした場合、努力義務を適切に履行する同事業者と一定の取引を行う顧客については改正案とほぼ同程度の時間的費用が発生することが想定されるが、事業者は努力義務を課されるにとどまり、必ずしも一律に本人確認等の措置が担保されないことから、事業者による取組状況に差が生じ、その結果として、一定の取引を行う際に追加的な負担を要しない当該措置が不十分な事業者に利用が集中し、事業者間の公正な競争状況に負の影響を及ぼすおそれがある。

## 8 規制の便益

改正案を前提とした場合、犯罪による収益の移転に利用されている電話転送サービス事業者が適正な顧客管理措置を講ずることにより、電話転送サービスを悪用した振り込み詐欺やヤミ金融事案等の発生が抑制されるとともに、これらの犯罪が行われた場合における資金トレースが可能となり、当該犯罪の実態解明や検挙に資する仕組みの構築、犯罪による収益の没収、追徴等を通じた被害回復、ひいては健全な経済活動の維持・発達に寄与する。

これに対し、代替案を前提とした場合、違反した場合の罰則等による強制力のない努力義務では、必ずしも一律に本人確認等の措置が担保されないことから、事業者による取組状況に差が生じ、その結果として、特に本来犯収法が取締りの対象として念頭に置いている犯罪による収益の移転を敢行しようとする犯罪者によって、努力義務の履行が相対的に不十分な事業者が抜け穴として悪用され、改正案と同程度の便益は期待できない。

## 9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

改正案の費用と便益を比較すると、電話転送サービス事業者は新たに顧客についての本人確認等の義務を履行するために必要なコストを負担することとなり、また顧客にとっても従来と比較すると同事業者との一定の取引に若干の時間を要するようになることが想定されるが、適正な顧客管理措置が講じられることにより犯罪による収益の没収、追徴等を通じた被害回復が促進されるなど、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、遵守費用及び行政費用は共に大差がないものの、その他の社会的費用において、代替案では事業者間の公正な競争状況に悪影響を及ぼすおそれがあることに加え、便益の点では、代替案は改正案と比較して努力義務の履行が相対的に不十分な事業者が抜け穴として悪用され、改正案と同程度の便益は期待できない。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

## 10 有識者の見解その他の関連事項

なし

## 11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、電話転送サービス事業者による本人確認等の義務の履行状況等を勘案し、本規制によってもなお同事業者を利用した犯罪収益の移転防止及び迅速な捜査の確保が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。